

【 消費税の 95%ルールの見直し 】

平成 23 年 6 月の税制改正で消費税の仕入税額控除の 95%ルールの適用要件が見直されました。

95%ルールというのは売上のうち消費税の係る課税売上の割合(以下、課税売上割合)が 95%以上の場合は、預かった消費税の金額から支払った消費税の全額を控除して消費税額を計算し、課税売上割合が 95%未満の場合は「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」といった方法により控除する消費税を計算しなければならないものです。

今回の改正では平成 24 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から、課税売上高が 5 億円を超える事業者は課税売上割合が 95%以上であったとしても、仕入控除税額を「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」により計算しなければならないこととされました。

今までは課税売上割合が 95%以上であれば仕入の消費税の全額を控除することが出来たので、その仕入取引が消費税の課税対象か課税対象外かだけを考えれば計算できました。

しかし、今回の改正で全額控除が出来なくなってしまう、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」のどちらかを選択して控除する消費税の計算をする必要が出てきました。これには、その仕入取引が課税対象か課税対象外かの判断に加え、課税対象であるならどの売上に対応する仕入取引なのかをその取引ごとに 3 区分に分ける必要があります。

従って、売上高が 5 億円を超える事業者はひとつの取引について今まで以上の判断が必要になりました。